

令和3年度 第9回山北町農業委員会総会 会議録				
召集年月日	令和3年12月27日(月)			
召集場所	山北町役場401会議室			
開・閉会日時	開会	令和3年12月27日 午前9時30分		
	閉会	令和3年12月27日 午前10時45分		
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別	
	1番	杉山 照枝	○	
	2番	二宮 慶晃	○	
	3番	磯崎 加代子	○	
	4番	細谷 晋之	○	
	5番	三尋木 重夫	○	
	6番	高杉 光男	○	
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	△	
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	○	
	推進委員 岸地区	田渕 康男	△	
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	○	
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	○	
	会議録署名委員	1番	杉山 照枝	2番
出席した事務局		事務局員	尾崎、中戸川、瀬戸	
会議に付した案件	別紙のとおり			
会議経過	別紙のとおり			

山北町農業委員会第9回総会会議録

令和3年12月27日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長 : 議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局から説明願います。

事務局 : 資料1ページをご覧ください。

本案件は、借受人が祖母・父の介護をするため、実家である貸付人の自宅近くに自己住宅を建設する必要があるため、使用貸借権を設定し永久転用を行うものです。対象地は、[]の合計面積 []㎡です。

資料2ページが申請書です。貸付人は []氏、借受人は []氏です。

資料3ページから9ページが、全部事項証明書、位置図、公図、土地利用計画図、立面図です。

資料10、11ページが現地の写真です。瀬戸推進委員に確認していただいた時に、農業用倉庫を撤去した際の瓦礫が置いてあったので、直ちに撤去をするよう指導しました。現在は、瓦礫が撤去されていることを確認しています。対象地の北側にはキウイフルーツ畑がありますが、住宅の建設による影響はありません。以上です。

議長 : 意見等ありますか。特になければご承認いただけますでしょうか。
(異議なしの声) 全員。

議長 : 議案第18号については承認されました。

4 報告

議長 : 報告案件ということで、非農地証明について事務局から説明願います。

事務局 : 資料12ページをご覧ください。対象地は、 []の []㎡です。
対象者は []氏です。

資料13ページから16ページまでが全部事項証明書、公図、位置図です。

資料17ページが現地の写真です。家が建っており農地として復旧することは困難であることを確認しました。また、過去の航空写真により10年以上前から現在と同様の状態であることを確認し、本証明を発行しました。以上です。

議長 : 続いて、引き続き農業経営を行っている旨の証明について事務局から説明願います。

事務局 : 資料18、19ページをご覧ください。申請者は、 []氏です。対象地は、 []の合計 []㎡です。

資料20ページから24ページまでが位置図です。

資料25ページから27ページまでが現地の写真です。対象地では、柑橘類やにんにく、キウイフルーツ等が栽培されていました。草刈り等適正に管理されていることを確認し、本証明書を発行いたしました。以上です。

議長 : 続いて、登記官照会について事務局から説明をお願いします。

事務局

： 資料 28 ページをご覧ください。令和 3 年 12 月 6 日付で横浜法務局西湘二宮支局登記官から [REDACTED] に対して農地の転用事実に関する照会がありました。対象地には自己住宅の建設計画があり、所有者の代理人から登記地目変更の申請があったので照会がありました。農地法 5 条許可と非農地証明で対応し、正式な手続きを経て農地転用を行っています。

資料 29 ページから 31 ページが位置図、公図です。

資料 32、33 ページが現地の写真です。計画どおりに転用されており、農地性がないことを確認しました。県知事に照会した結果、原状回復命令を行わないことを確認し、28 ページのとおり登記官に回答しました。以上です。

5 その他

議長

： その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。
次回は 1 月 25 日 9 時 30 分からということでしょうか。

全員

： 異議なし。

議長

： では次回総会は、当日程ということでよろしくをお願いします。

6 閉会

議長

： これで山北町農業委員会総会を閉会します。(10:45)